

令和5年第2回定例会

中之条町議会会議録

令和5年5月22日 開会

令和5年5月22日 散会

中之条町議会

| | | | | | | | | |
|--|------------|-------------------|------------------|-----------------|----------|-------|------------------|-----------------|
| 招集年月日 (会議) | 令和5年5月22日 | | | | | | | |
| 招集の場所 | 中之条町役場 議事堂 | | | | | | | |
| 開会 日時 | 開会 | 令和5年5月22日 午前9時30分 | | | | | | |
| | 散会 | 令和5年5月22日 午後1時21分 | | | | | | |
| 応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名 | 議席 番号 | 氏 名 | 応招・ 不応招 の別 | 出席・ 欠席の 別 | 議席 番号 | 氏 名 | 応招・ 不応招 の別 | 出席・ 欠席の 別 |
| | 1番 | 原沢 香司 | 応招 | 出席 | 9番 | 富沢 重典 | 応招 | 出席 |
| | 2番 | 福田 公雄 | 〃 | 〃 | 10番 | 関 常明 | 〃 | 〃 |
| | 3番 | 山本 修 | 〃 | 〃 | 11番 | 唐沢 清治 | 〃 | 〃 |
| | 4番 | 割田三喜男 | 〃 | 〃 | 12番 | 福田 弘明 | 〃 | 〃 |
| | 5番 | 山田みどり | 〃 | 〃 | 13番 | 剣持 秀喜 | 〃 | 〃 |
| | 6番 | 佐藤 力也 | 〃 | 〃 | 14番 | 小栗 芳雄 | 〃 | 〃 |
| | 7番 | 関 美香 | 〃 | 〃 | 15番 | 安原 賢一 | 〃 | 〃 |
| | 8番 | 大場 壯次 | 〃 | 〃 | | | | |
| 会議録署名議員 | 7番 | 関 美香 | 11番 | 唐沢 清治 | 3番 | 山本 修 | | |
| 職務のため出席した者の 氏名 | | 事務局長 | | 町田 岳彦 | 書記 | | 奥木 明彦 | |
| | | 議事書記 | | 田村 深雪 | 書記 | | 山田 和弥 | |
| | | 議事書記 | | 鈴木 幸一 | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|--------|-------|-----------|-------|
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 | 外丸 茂樹 | 農林課長 | — |
| | 副町長 | 篠原 良春 | 花のまちづくり課長 | 福田 義治 |
| | 教育長 | 山口 暁夫 | 建設課長 | 本多 宏幸 |
| | 総務課長 | 朝賀 浩 | 会計管理者 | 剣持 和美 |
| | 企画政策課長 | 山本 嘉光 | 企業課長 | 山田 秀樹 |
| | 税務課長 | 生巢 孝子 | こども未来課長 | 山本 伸一 |
| | 住民福祉課長 | 山田 行徳 | 生涯学習課長 | 須崎 幸夫 |
| | 保健環境課長 | 倉林 敏明 | 六合振興課長 | 山本 俊之 |
| | 観光商工課長 | 永井 経行 | 教習所長 | 橋爪 勝 |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

議 事 日 程 (そ の 1)

(令和5年5月22日午前9時30分開会)

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員指名
- 第 3 選挙第 1号 議長の選挙



議 事 日 程 (そ の 2)

- 第 1 会期の決定
- 第 2 選挙第 2号 副議長の選挙
- 第 3 指定第 1号 議席の指定
- 第 4 選任第 1号 常任委員の選任
- 追加日程第1 議第1号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について
- 第 5 選任第 2号 議会運営委員の選任
- 第 6 特別委員会の設置について
- 第 7 選挙第 3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙
- 第 8 選挙第 4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙
- 第 9 選挙第 5号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙
- 第10 町長の挨拶並びに諸般の報告
- 第11 議案第 1号 監査委員の選任について
- 第12 議案第 2号 令和5年度中之条町一般会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第 3号 中之条町国民宿舎条例を廃止する条例について
- 第14 議案第 4号 財産の取得について
- 第15 報告第 1号 専決処分の報告について
- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 報告第 3号 専決処分の報告について
- 報告第 4号 専決処分の報告について
- 報告第 5号 専決処分の報告について
- 報告第 6号 専決処分の報告について



◎開会までの経過

令和5年4月23日執行の中之条町議会議員一般選挙後初の議会のため、まず仮議席を抽選により定め、事務局長の誘導により着席。

○事務局長（町田岳彦）定刻になりましたので、始めさせていただきます。この度の臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員のなかで年長の議員が臨時に議長の職務を務める事とされています。

年長の大場議員を紹介します。大場壯次議員、議長席へお願いします。

（大場壯次議員 議長席へ着席）

○臨時議長（大場壯次）おはようございます。

ただ今紹介されました大場です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

お諮りします。この度の選挙において、互いに当選し、初めての議会でありますので、簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

○臨時議長（大場壯次）異議ないようですので、着席順に、順次自己紹介をお願いいたします。1番の関美香議員からよろしくお願いします。

（着席順1番から順次自己紹介をする。）

○臨時議長（大場壯次）ありがとうございました。

なお、この際、執行部から自己紹介をお願いいたします。

町長から順次お願いいたします。

（町長以下、順次自己紹介をする。）

○

◎開 会（午前9時37分）

○臨時議長（大場壯次）ありがとうございました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと録画録音される恐れがあります。予めご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただ今の出席議員は15名です。

これより令和5年第2回中之条町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○

◎仮議席の指定

○臨時議長（大場壯次）日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただ今着席の議席といたしま

す。

○

◎会議録署名議員指名

- 臨時議長（大場壯次）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番、関美香さん、2番、唐沢清治さん、3番、山本修さんを指名します。

○

◎選挙第1号 議長の選挙

- 臨時議長（大場壯次）日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。議長の職を希望する諸君の「所信表明」の機会を設けたいと思いますが、いかがでしょうか。

（発言なし）

- 臨時議長（大場壯次）異議ないようですので、所信表明をする諸君は、挙手をお願いします。

安原議員、お願いします。

- 14番（安原賢一）おはようございます。

今まで何度かこの登壇というのをしたのですが、今回が一番緊張するかな、そんな感じがしています。

今回の議長選でございしますが、私が議長に立候補するその気持ちになったのは、まず町の方針を共有できそうな、共有できるであろうと思う町長が誕生してくれたこと。それから我々議会、特に中之条町議会だけではないのですが、今、議員のなり手不足、議員の魅力のなさ、議員が楽しくなさそうだ、そういった声を非常に聞きます。私なりに、議員決して魅力がないわけでもないし、楽しくないわけではないと思うのですが、やっぱり発信力がちょっと。発信力というか、発信の仕方というか、町民の皆さんに伝わっていない。また、どうも誤解されているところも多いなというのをつくづく感じています。そこで、では、どうしたらよいのかというのを考えてみますと、我々議員が、ひとり一人が、やっぱりもう少し周りにも目を配って、そして中之条町全体の人たちの幸福度を上げるために頑張る。中之条町素晴らしい町です。中之条が大好きです。先ほど戴いたパンフレットに中之条町を愛する心というのがありましたが、本当に我々もまずそれを忘れてはいけないと思います。

今回議長になって、まずやりたいことは、日の当たらない人たちにも日を当てたい。それから、中之条町大きな課題が幾つか山積しております。これは執行部を始め我々議員も非常に真剣に取り組まなければいけないことだと思います。なぜこういうことになったか、振り返ってみると我々議員が責任逃れといえればそれまでなのですが、何も知らないうちに決まっていること、あまり理解しないうちに出来てしまったもの、そういったものが今まで多すぎたような気がします。これからはもっと、議員も執行部もしっかりと話し合っ、将来に負の遺産とならないような、負の遺産を作らない、しっかりとした町政運営の応援をしていきたいと思っています。

なかなかきれいごとを言っても、絵に描いた餅になってしまいますが、ともかく、私の信条であります「真っすぐ、正直に」町のために頑張る所存であります。是非よろしく願いいたします。
終わります。

○臨時議長（大場壯次）ありがとうございました。

ほかにございませんか。富沢議員。

○4番（富沢重典）おはようございます。

だいぶ打ち合わせと違いまして、この会を設けないような方針だったかなというふうに思っていますので、今日は特にここの場で何を申し上げる言葉も用意してきておりませんが、まずは私を含め15人の皆さん、選挙お疲れさまでございました。

私が議長になりたい理由の一つに、懇談会でもお話いたしましたけれども、今回の選挙で町民から多く耳にした言葉が、私の中では外丸町政をしっかり支えるという言葉ももちろんありました。しかしながら、「議会がしっかり外丸町政を監視しろ」。こういう声が多かったかなと思います。同じ選挙を戦って、同じ境遇を感じていただける皆様がいらっしゃいましたら、ぜひ私に共感していただきまして、まずは中之条町両輪のこの議会がしっかり監視をする、そういう立場を町民に見せていきたいなというふうに思います。また、先ほど安原議員のほうからもPRの話が出ていましたけれども、議会のなり手不足はそのPRとはちょっと違うかなというふうに思いますけれども、私が選挙中に訴えてきたことのPRの一つで、中之条町は子育て支援に物凄く力を入れております。時々いろいろな町がマスコミに報道されて、出生率も高い町も非常にありますけれども、内容的には中之条町全く劣っていない、むしろ進んでいるところが多いかなというふうに思います。執行部を始め我々議会が貴重な財源を、日本中のマスコミを利用してPRが足りない、これだけだなというふうに思います。私がこの議会で謝らなければいけないことは、貴重な町税を使いながらも出生率がいまだに上がっていない、こういうことをしっかりこの4年間、皆様と一緒にですね、中之条町が子育てに力を入れていることを更に日本中に発信して、この町がこれ以上衰退しない町にしていきたいというふうに思いますので、同感いただける皆様のご協力をお願いします。

以上です。

○臨時議長（大場壯次）ありがとうございました。

所信表明が終わりました。他にございませんか。

（発言なし）

○臨時議長（大場壯次）特に無いようですので、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（大場壯次）ただ今の出席議員は15名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、富沢重典議員及び5番、関常明議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長(大場壯次) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入して下さい。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(なし)

○臨時議長(大場壯次) 配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。局長

(局長 投票箱点検)

○臨時議長(大場壯次) 異状なしと認めます。ただ今から投票を行います。局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。点呼を命じます。局長

(氏名点呼により投票)

○臨時議長(大場壯次) 投票もれはございませんか。

(なし)

○臨時議長(大場壯次) 投票もれなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。4番、富沢重典議員、及び5番、関常明議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(大場壯次) 選挙の結果を報告します。

| | |
|------|-------|
| 投票総数 | 15票 |
| 有効投票 | 15票 |
| 無効投票 | 0 です。 |

有効投票のうち

| | |
|----------|-----|
| 富沢 重典 さん | 6 票 |
| 安原 賢一 さん | 9 票 |

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。従って、安原賢一さんが議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

○臨時議長(大場壯次) ただ今議長に当選されました安原賢一さんが議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。安原賢一さん、議長就任の挨拶をお願いします。ご登壇願います。

○議長(安原賢一) この度、議長に当選させていただきました安原です。

本当にありがとうございました。これからが真剣勝負かと思っています。ともかく頑張ります。よろしくをお願いします。

○臨時議長（大場壯次）これをもって、臨時議長の職務を全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

安原議長、議長席にお着きください。

（議長、議長席へ着く）

○議長（安原賢一）それでは会議を進行させていただきます。

今期定例会招集会議には、補正予算や人事案件の議案等の提出が予定されています。慎重審議のうえ、適切な議決をお願い致します。

会議を進行させていただきますが、ここで暫時休憩とし、この間に議事日程及び関連議案を配布します。

それでは、暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

（休憩 自午前10時03分 至午前10時15分）

◎会期の決定

○議長（安原賢一）再開いたします。

日程第1、会期の決定についてお諮りします。

今、定例会の会期は、本日から12月20日までの213日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、会期は本日から12月20日までの213日間と決定しました。

なお、招集会議の審議期間は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認めます。

よって、招集会議の審議期間は、本日1日限りと決定しました。

◎選挙第2号 副議長の選挙

○議長（安原賢一）日程第2、選挙第2号 副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（安原賢一）ただ今の出席議員は15名です。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に富

沢重典さん、関常明さんを指名します。投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(安原賢一) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入して下さい。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(なし)

○議長(安原賢一) 配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。局長

(局長点検)

○議長(安原賢一) 異状なしと認めます。ただ今から投票を行います。局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。点呼を命じます。局長

(1番議員から点呼により順次投票)

○議長(安原賢一) 投票もれはありませんか。

(なし)

○議長(安原賢一) 投票もれなしと認め、投票を終了します。開票を行います。

富沢重典さん、及び関常明さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(安原賢一) 選挙結果を報告します。

| | |
|---------|-------|
| 投票総数 | 15票 |
| 有効投票 | 15票 |
| 無効投票 | 0 です。 |
| 有効投票のうち | |
| 小栗 芳雄さん | 9票 |
| 関 常明さん | 6票 |

以上の通りです。この選挙の法定得票数は4票です。従って、小栗芳雄さんが副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

○議長(安原賢一) ただ今副議長に当選されました、小栗芳雄さんが議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により本席から当選の告知をします。

小栗芳雄さん、副議長就任の挨拶をお願いいたします。ご登壇願います。

○副議長(小栗芳雄) ただいま副議長という大役を仰せつかりました小栗芳雄と申します。

安原議長を支え、安心安全はもとより、大変住みよいまちづくりに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○

◎議席の指定

○議長（安原賢一）日程第3、指定第1 議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長が指定します。

議席番号と氏名を局長から朗読させますので、議事日程に綴じ込んであります議席表指定第1号に記入していただきたいと思います。局長、お願いします。

（局長朗読）

○議長（安原賢一）ただ今朗読のとおり議席を指定します。

この際、暫時休憩とします。休憩中に議席の移動をお願いします。

（休憩 自午前10時29分 至午前10時37分）

○

◎常任委員の選任

○議長（安原賢一）再開します。日程第4、選任第1号 常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、私から指名申し上げることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、私から指名を申し上げます。お手数でも選任議案書にご記入いただきたいと思います。

最初に、総務企画常任委員

福田公雄さん、割田三喜男さん、富沢重典さん、小栗芳雄さん、大場壯次さん。

次に、産業建設常任委員

原沢香司さん、関美香さん、唐沢清治さん、福田弘明さん、安原賢一。

次に、文教民生常任委員

山本修さん、佐藤力也さん、山田みどりさん、関常明さん、剣持秀喜さん。

以上の通り選任しましたので、よろしく願いいたします。

ただ今選任しました3つの常任委員会のそれぞれの委員長、副委員長を互選していただきたいと思ひます。なお、互選につきましては、委員会条例第8条第2項において、互選に関する職務は年長者の委員が行うとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは場所を指定します。

総務企画常任委員会は第1委員会室、文教民生常任委員会は議員控室、産業建設常任委員会は第2委員会室でお願いいたします。

それでは暫時休憩とします。

（休憩 自午前10時40分 至午前10時54分）

○議長（安原賢一）再開します。

先ほど休憩中に各常任委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告申し上げます。

総務企画常任委員長に大場壯次さん、副委員長に割田三喜男さん。

文教民生常任委員長に山田みどりさん、副委員長に山本修さん。

産業建設常任委員長に関美香さん、副委員長に原沢香司さん。

以上のように選任されましたので、よろしくお願いいたします。

○

◎議第1号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について

(提案説明、質疑、採決)

○議長(安原賢一) ここで、休憩中に小栗芳雄議員ほか2名から「中之条町議会委員会条例の一部改正について」の議案提出がありました。本案を、この際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、この際日程に追加し議題とすることに決定しました。議案を配付します。

(議案配付)

○議長(安原賢一) ただ今配付しました議第1号議案を、追加日程第1として、議事日程に加えていただきます。

追加日程第1、議第1号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について議題とします。

議案を朗読していただきます。局長、お願いします。

(局長朗読)

○議長(安原賢一) 続いて、提案理由の説明を求めます。

小栗芳雄さん、ご登壇願います。14番、小栗芳雄さん

○14番(小栗芳雄) 議長から発言の許可いただきましたので、議第1号議案「中之条町議会委員会条例の一部改正について」、提案理由を申し上げます。

現在、議会運営委員会の定員は7名です。議員定数が15名のうち議長・副議長除く13名に対して過半数を超える定員となっていることから、1名減の6名が適正な定数であるとするものです。

議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(安原賢一) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(質疑なし)

○議長(安原賢一) 別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案を直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議第1号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。よって、議第1号議案は原案の通り可決されました。

ここで、中之条町議会委員会条例一部改正の告示事務のため、暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

(休憩 自午前11時02分 至午前11時10分)

○

◎議会運営委員の選任

○議長(安原賢一) では、再開します。

日程第5、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

修正後の選任議案書を配付します。

(議案配付)

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項において議長が会議に諮って指名するものと規定されております。私から指名申し上げることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議ないものと認め、私から指名申し上げます。

議会運営委員に、山田みどり議員、関美香議員、佐藤力也議員、大場壯次議員、唐沢清治議員、
剣持秀喜議員。よろしく申し上げます。

ただ今選任しました議会運営委員の中から委員長、副委員長を互選していただきたいと思いま
す。

なお、委員会条例第8条第2項において互選に関する職務は年長の委員が行うことになっており
ますので、よろしく願いいたします。

場所は第1委員会室でお願いします。

この際、暫時休憩とします。

(休憩 自午前11時13分 至午前11時21分)

○議長(安原賢一) 再開します。

先ほど休憩中に議会運営委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報
告申し上げます。

議会運営委員長に剣持秀喜さん、副委員長に佐藤力也さんが選任されましたのでよろしくお願

いたします。

お諮りします。次期議会の会期日程、議長の諮問に関する事項並びにその他の議会運営上必要とする事項については、閉会中の継続調査特定事件とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○9番（富沢重典）議長、質問。

会期は年度末までではなく、12月20日までと決めたのではないのか。

○議長（安原賢一）ちょっとお待ちください。

富沢議員ありがとうございます。先ほど日程を決めたので、これは無しでよいということで、申し訳ありませんでした。

（「もう一度言ってください。」の声）

○議長（安原賢一）「次期議会の会期日程、議長の諮問に関する事項並びにその他の議会運営上必要とする事項については、閉会中の継続調査特定事件とさせていただきたいと思いますが」という、これに対して、先ほど日程を決めたから必要ないのではないかという富沢議員のご指摘でしたが。

特別この文言を削除して問題はないと思いますので、富沢議員の申し出のとおり、そうしたいと思います。よろしく願いいたします。

○

◎特別委員会の設置について

○議長（安原賢一）日程第6、特別委員会の設置について議題とします。

議会広報特別委員会の設置についてお諮りします。

議会だよりをはじめとした広報活動は、議会の活動を町民に知っていただくための重要な役割を担っております。引き続き委員6人で構成する議会広報特別委員会を設置し、その問題の調査・審査が終わるまで、閉会中の継続審査に付することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認めます。

よって6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、それに付託の上、調査、審査の終了するまで閉会中の継続審査に付することに決定しました。

お諮りします。ただ今設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例の定めにより議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、議長から指名申し上げます。

議会広報特別委員に、福田公雄さん、割田三喜男さん、山本修さん、原沢香司さん、佐藤力也さん、小栗芳雄さん、以上の6名とします。

場所は第1委員会室で、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩とします。

(休憩 自午前11時26分 至午前11時32分)

○議長(安原賢一)再開します。

ここで、特別委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

議会広報特別委員会 委員長に小栗芳雄さん、副委員長に福田公雄さん互選されましたので、よろしくをお願いいたします。

○

◎選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙

○議長(安原賢一)日程第7、選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

吾妻東部衛生施設組合の議会議員につきましては、組合規則の定めるところにより、5人の組合議会議員の選挙を求めたい旨の通知が、管理者から町長へ提出され、町長から議会宛に依頼がありました。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一)異議なしと認め、選挙は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一)吾妻東部衛生施設組合議会議員の指名を行います。

大場壯次さん、関美香さん、山田みどりさん、及び正副議長です。

お諮りします。ただ今指名しました、小栗芳雄さん、安原賢一、大場壯次さん、関美香さん、山田みどりさんを当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一)異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました小栗芳雄さん、安原賢一、大場壯次さん、関美香さん、山田みどりさんが吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されました。

当選された方々に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○

◎選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙

○議長(安原賢一)日程第8、選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙を行います。

西吾妻福祉病院組合議会議員につきましては、組合規則の定めるところにより、3人の組合議会議員の選挙を求めたい旨の通知が管理者から町長へ提出され、町長から議会宛に依頼がありました。

た。

そこで、お諮りします。地方自治法第118条第2項の規定により選挙は指名推選の方法で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、選挙は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。議長から指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、私から指名いたします。

山本修さん、山田みどりさん、安原賢一。3名を指名します。

お諮りします。ただ今指名された3人を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認めます。よって、山本修さん、山田みどりさん、安原賢一が西吾妻福祉病院組合議会議員に当選されました。

当選された方々には本席から会議規則第33条第2項の規定により当選告知をします。

○

◎選挙第5号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙

○議長(安原賢一) 日程第9、選挙第5号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。

吾妻環境施設組合議会議員につきましては、組合規則の定めるところにより、1人の組合議会議員の選挙を求めたい旨の通知が管理者から町長へ提出され、町長から議会宛に依頼がありました。

そこで、お諮りします。地方自治法第118条第2項の規定により選挙は指名推選の方法で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、選挙は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。議長から指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、私から指名いたします。

吾妻環境施設組合議会議員に安原賢一を指名します。

お諮りします。ただ今指名した人を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認めます。よって、安原賢一が吾妻環境施設組合議会議員に当選されました。

当選された方に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選告知をします。

○

◎町長の挨拶並びに諸般の報告

○議長（安原賢一）日程第10、町長の挨拶並びに諸般の報告に入ります。

外丸町長よろしくお願ひいたします。町長

○町長（外丸茂樹）議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

令和5年第2回中之条町議会定例会、本日開催をさせていただいたところ、議員の皆さんにおかれましてはご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会は先月の議会議員選挙により議員とられました皆様が、初めてお揃いの議会でございます。

まず始めに、議員とられました皆さんに対しまして心からお慶びを申し上げますとともに、ご挨拶を申し上げます。

3年に渡る新型コロナウイルス感染症により停滞した、人と人との交流と地域経済を活性化しなければなりません。お祭りなど地域の伝統行事が再開し、明るい兆しが見えてきたことは、我々町民にとって大変喜ばしいことでございます。また、少子高齢化という社会情勢に直面していますが、オール中之条を合言葉に町民が誇りを持てる町を目指して、次の世代へつなげるまちづくりを行うため、知恵を絞って事業に取り組んでいるところでございます。

今年度は9月に9回目となる「ビエンナーレ」、12月には4年ぶりとなる「まちなか5時間りレーマラソン」など、町を代表するイベントを予定しております。そのために議員の皆様のお知恵とお力をお借りしまして、町政の両輪となって、共創の町づくりを推進するため、オール中之条で前進していかなければなりません。議員各位のご指導のほど、よろしくお願ひを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

なお、諸般の報告として、当初予算の一覧を中心に作成した関係資料をお手元に配付させていただきましたので、後ほどご覧いただければ幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

○

◎議案第1号 監査委員の選任について

（提案説明、採決）

○議長（安原賢一）日程第11、議案第1号 監査委員の選任について議題としますが、本案は、唐沢清治さんの一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により唐沢清治さんの退場を求めます。

（唐沢清治議員退場）

○議長（安原賢一）町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは日程に従いまして、議案第1号 監査委員の選任につきまして提案理由

を申し上げます。

議会選出監査委員でありました小栗芳雄氏は、本年5月21日任期満了となりましたので、唐沢清治氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会のご同意をいただきたくお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案を直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行います。

それでは、異議なしと認め、採決に入ります。

議案第1号 監査委員の選任について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

唐沢清治さんの入場を認めます。

（唐沢清治議員入場）

○議長（安原賢一）ただ今、唐沢清治議員が監査委員に選任されたことを告知します。

○

◎議案第2号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第2号）

（提案説明、質疑、採決）

○議長（安原賢一）日程第12、議案第2号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第2号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

新年度に入り、新型コロナウイルス感染症については、第5類に引き下げられ、徐々にではありますが社会経済活動も動き始める兆しが見え始めております。

一方で、食品や日用品を中心に、物価高騰が続いており、更に、これから夏に向けて、エアコンの使用頻度も高くなりますが、政府は電力大手7社が申請していた家庭向け電気料金の値上げを16日に了承しており、依然として町民生活への影響が懸念されます。

初議会にあたり、コロナ対策をはじめ各種事業を早期に実施しなければならないことから、今回補正予算をお願いしたものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億7,650万7,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ106億

9,194万5,000円にいたしたいというものであります。

まず、歳入ですが、国庫支出金1億975万9,000円、繰入金1億6,588万2,000円を見込ませていただき、不足する財源につきましては繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出でございますが、各款毎に主な内容につきまして申し上げます。

2款 総務費では、普通財産管理事業として、議案第3号で提案させていただきます「国民宿舍四万ゆずりは荘」に係る条例廃止に伴い、行政財産から普通財産として管理したいことから、商工費から総務費へ予算を移行し、併せて、総務課所管の六合地区の普通財産を六合振興課所管に移行したいというものでございます。

各種基金積立事業では、「国民宿舍四万ゆずりは荘」の廃止により、「国民宿舍施設管理基金」の残額について、「地域づくり推進事業基金」に積み立てをさせていただくものとなっております。

物価高騰対策「自家水道利用者支援補助金」支給事業では、町の上水道または簡易水道の加入者に対して実施している3か月間の基本料金の免除と同様に、自家水道を利用されている方等に対しても、支援を行いたいことから補助金を見込ませていただきました。

地域づくり推進事業費では、新型コロナウイルス感染症対策「地域商品券」交付事業として、物価の高騰やコロナ禍からの経済社会活動の回復を図るため、町民1人当たり1万円の地域商品券の交付に係る費用を見込ませていただきました。

3款 民生費では、低所得世帯支援給付金給付事業（電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援）により、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し3万円を支給するための費用について計上させていただきました。

7款 商工費では、先ほど申し上げました「国民宿舍四万ゆずりは荘」廃止に伴い、かかる予算を総務費へ移行させていただくためのものでございます。

以上が、今回お願いいたします補正の主な内容でございますが、いずれも今年度執行していかなければならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議いただきたくお願い申し上げます、議案第2号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第2号）の提案理由とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一） 続いて。補足の説明をお願いいたします。総務課長

（議案第2号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一） 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

9番 富沢さん

○9番（富沢重典） 何点かお聞かせください。

本日初議会で、本日採決しろということですけども。

まず、この一人10,000円づつ配る地域振興券を、6月議会では間に合わなかったのか、その理由について。それと、自家水道にも上水道と同等のお金をという話をいただきましたけれども。自家

水道で月にどの程度利用者の負担があるのかを。どの程度上水道と差が出ているのか、その辺2点お伺いいたします。

○議長（安原賢一）企画政策課長、お願いします。

○企画政策課長（山本嘉光）富沢議員のご質問にお答えいたします。

6月で間に合わなかったということですが、今回で4回目の商品券ということになります。印刷等に不測の時間を要してしまう現象が今出ておりますので、今回の臨時議会ということで上程させていただきました。

よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）総務課長、お願いします。

○総務課長（朝賀浩）自家水道のほうの件ですけれども、あくまでも経済対策ということが主になるわけですけれども。こちらのほう、通常13mmの口径ですけれども、こちらのほうが上水道等になりますと1,015円に、基本料になります。この1,015円をベースにいたしまして自家水道のほうも1,000円を見込ませていただきました。

ただ、給水人口につきましては自家水道ということから、なかなか把握が難しく、組合等についてはある程度把握はできるのですけれども、個人についてはなかなか把握できないところですから、170世帯くらいになるだろうという推定の中で見込ませていただいたものであります。

○議長（安原賢一）9番 富沢さん

○9番（富沢重典）私の質問の仕方が大分悪かったようです。再度お聞きしますけれども。

地域振興券をいつ配りたいからこのタイミングなのか。6月議会だとどのくらい遅れてしまうのか。それと、自家水道で月にどのくらい利用者が負担しているのか。上水道はわかりますよね。負担しているからそれを減免したいとか。そういうことはわかるのですけれども。自家水道は月に利用者がどのくらい費用を負担しているのか。1,000円払って1,000円かかっているのかどうかを聞きたいのですけれども。

○議長（安原賢一）企画政策課長。

○企画政策課長（山本嘉光）6月議会での上程との差ということですが、今印刷の関係で調整を始めておりますが、まず、紙の購入ですね。こちらのほうに時間がどれくらいかかるか分からないということが1点ございます。ただ、令和4年度の時には6月の頭のほうに上程をさせていただきました。発効までに8月の1日が確か基準日で発行できたと思いますので、紙の確保によりまして、ちょっと差異はするのですけれども、その辺が見通せないものですから、今回臨時会ということでございます。1週間から3週間の間くらいは、6月上程の場合、差が出てくるというふうに思います。

よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）総務課長。

○総務課長（朝賀浩）すいません。ちょっと答弁が悪かったかもしれませんけれども。

先ほどと重複するのですけれども、あくまで経済対策が主なものですから、1,000円使っているかどうかという試算ではなくて、上水道と同じ13mmの中で、1,000円くらいという形の中で経済対策ということで見込ませていただいたので、月額いくらというのはちょっと、そういう試算のほうはしていないのですけれども。

よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）9番 富沢議員。

○9番（富沢重典）全く同じ質問になってしまうのですけれども。

いつまでに配りたいのか。本来は初議会ですから、もうちょっと丁寧に、委員会もあることですし、そこでやるべき内容が結構、このコロナの対策については議会、毎回結構もめていますから、もうちょっと丁寧な進め方をしたほうがいいかと思うのですよ。それと、水道料金についても経済対策というのでありましたら、上水道の方々には差が出ちゃいませんか。不公平さというか。払っている人と払っていない人に同等額という。意味わかりますかね。

○議長（安原賢一）総務課長、わかりますか。

要は、水道料を払っている人と払わずに自家水を使っている人で差は出てしまいませんかという質問ですよね。

そういう意味だと思うのですけれども。

副町長お願いします。

○副町長（篠原良春）前回お願いしました水道の基本料金を減免で、月1,015円ですか、通常の家計の世帯。というのが、普通の物価高騰への対応として商品券等という案もあったのですけれども、料金を納めて頂くものを免除する、という形での支援という形だったので、それは事業規模によって水道料金の基本料ということになったのですけれども、今回の場合は、そういった支援ができない方を救おうというところで、最低限の1,015円相当の1,000円ということなのですけれども、その恩恵を受けられない方についても、物価高騰対応として支援したいという所から、今回は月1,000円の3ヶ月分をお配りしようという所であります。

町からの提供ですと全ての人に行き渡るのに時間がかかってしまうので、水道料金という形をとらせていただいて、今度170世帯ですか、想定しておりますけれども、それについては追っての支援という形をとらせていただこうという所であります。

また、地域商品券の関係ですけれども、できるだけ早い段階で支援をしたいというところで、今回は地方創生臨時交付金を充てるのですけれども、3款のほうですね、低所得者についての3万

円というのも一緒に財源として国のほうから来ていますので、これと同じ形で、1日でも早く町民に届けたいという所からの、今回の臨時会での提案という形になりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）いいですか。

（「休憩」の声）

○議長（安原賢一）ちょっといいですか。

あと3つくらいなのですけれども。残りは財産の取得とか廃止とかでそんなに時間はかからないと思うので続けてやってしまうか、ここで休憩にして、お昼をしてからやるかという所なのですが。

（「休憩」の声）

○議長（安原賢一）休憩にしますか。

では、暫時休憩とします。お昼にしましょう。

これ、まだ時間がかかるものね。よく説明を考えておいてください。

再開は1時とします。

（休憩 自午後0時03分 至午後1時00分）

○議長（安原賢一）再開します。

また質疑に入りたいと思います。ご質疑願います。

（「答弁待ちではないのか。」の声）

○議長（安原賢一）答弁待ち。総務課長お願いします。

○総務課長（朝賀浩）不公平感ということだったのですけれども。

重複するのですけれども、あくまで町の水道料金ということではなくてですね。水道料金の補助というのではなくて、物価高騰による経済支援が主であります。本来なら上水道ですとか簡易水道も、例えば商品券等で支援ができればよかったですけれども、事務の関係だとか、より早くという観点から水道料金の減免という形をとらせていただきました。そういうイメージからいくと水道料金のイメージがあるのですけれども、やはり自家水道利用者にとりましても物価高騰の影響というのは同じだと思いますので、そういう所を支援していくということで、今回補助させていただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（安原賢一）いいですか。企画政策課長。

○企画政策課長（山本嘉光）すいません。交付金の関係でございます。

先ほど副町長のほうからもございましたとおり、住民の方へできる限り早くお届けをしたい。これが1点でございます。それと、先ほどのとおり、紙の確保に不測の日数を要する可能性があるかと

ということでございますので、こちらを考慮させていただきまして本臨時会のほうに上程させていただきました。6月の定例会での上程ということも可能ではございますが、初日のご議決ということであればさほど差はないかと思いますが、6月最終日にご議決といったことになった場合は、先ほど1週間から3週間の遅れということでご説明をさせていただきましたが、実際には1ヶ月ほどの遅れが発生するかと考えられます。

今回臨時会のほうでお世話になりたい中では、このようなことでお世話になりたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）9番 富沢さん

○9番（富沢重典）物価高騰の影響を受けて、支出がないところに1,000円あげちゃったら、差は出ちゃうと思うのですよ、私。でも、簡易水道もそれなりに掃除をしたり、メンテナンスしたりしてお金がかかっていますよね。上水道以上にお金がかかっていると思うのです。だから今回はそれでいいと思うのですけれども、タダのところ1,000円出しているようなイメージになってしまうので、ちょっと回聞いてみたのですけれども、本来は上水道よりもよっぽど大変だということは把握していますので、この問題は終わりにします。

それと、町長に商品券の話をつっ込みたかったのは、何度もやっているから、まあいいんですけれども、国からの予算も今回限られた予算ですから、1万円と決断されたのはいいんですけれども、私的には、それ以上に町は印刷代、郵送費がかかっているのですよ。だから結局、国からお金をもらって配りますと言って、町の人にはあよかったと思うのかもしれないが、それ以上に町はお金がかかっているわけであって、議会でどうして委員会とか定例会でやってほしかったという理由は、実は1万円配っても、2万円配っても町の支出はもちろん増えますよ。増えるけれども倍にはならないのですよ。そういうことを私は少し議会でやりたかったのです、どうして今日なのですかという質問をしたのですけれども。まあ金額的には町長がそれで決断したことです、これ以上は質問しません。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質問のある方。7番 関美香さん

○7番（関美香）地域商品券の交付事業でお伺いしたいと思います。

先ほど課長の説明の中で4回目の交付というお話があったのですけれども、今まで3回商品券交付されたというところで、それぞれ配った商品券、どれくらい使われていて、効果がどれくらい、経済効果が出ているのか。その辺わかったらちょっと教えていただきたいのですけれども。

よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）企画政策課長、お願いします。

○企画政策課長（山本嘉光）今まで3回させていただきました。

換金の率ということになりますけれども、いずれも96から98くらいの間で換金をされております。で、事業効果の測定ということで、経済効果の測定をさせていただいております。1回、2回につきましては、この商品券を配ったプラス0.55倍くらいの効果があるということで指標としては出ております。3回目がちょっと落ちまして、0.5倍、1.5倍ですか。1.5倍の効果ということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）ほかに質問のある方。7番 関美香さん

○7番（関美香）先ほど、同僚議員からもあったのですけれども、町の持ち出しも1億円あるというところで、本当に経済対策、またコロナ対策というのは大切なことだと思うのですけれども、やはり財政調整基金を取り崩すというところで、しっかりこれからも、効果もしっかりと見定めながらこれからもこういったことを進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）いいですか。ほかに質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第2号、令和5年度中之条町一般会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

◎議案第3号 中之条町国民宿舎条例を廃止する条例について

（提案説明、質疑、採決）

○議長（安原賢一）日程第13、議案第3号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、続きまして、議案第3号 中之条町国民宿舎条例を廃止する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

国民宿舎は国民の誰もが低廉でしかも快適に利用出来ることを目的として昭和31年に制度化さ

れ、四万ゆずりは荘は、昭和41年に開業し国民の福祉と健康の向上及び中之条町の観光振興の一翼を担ってきました。平成26年から指定管理者制度を導入し、中之条町観光協会が営業を続けてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの低迷と、併せて赤字経営が長期化し経営難が続いていること等もあり、現状のまま施設を継続運営することが難しくなった為、令和4年9月から休憩・宿泊業務を休止しており、今年の3月31日付で町に返還されております。

今後の施設の利活用等について関係各課で検討した結果、町が特定の行政目的として使用するのではなく、普通財産とすることにより宿泊施設に限定することなく、文化施設・スポーツ施設、介護や福祉施設等利活用方法の選択肢を広げ、地域の活性化・雇用の促進・周辺施設との連携による相乗効果をもたらすこと等の地域振興に期待して、公募型のプロポーザル方式により貸付先を決定していきたいことから、「中之条町国民宿舎条例」を廃止したいものでございます。

また、国民宿舎条例の廃止に伴い「国民宿舎施設管理基金条例」についても廃止し、併せて「特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」別表中に規定する、国民宿舎運営委員会委員の項を削りたいことから、附則による改定を行いたいものとなっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。12番 福田弘明さん

○12番（福田弘明）国民宿舎が廃止することなのなのですが、今まで累計でどのくらいの人が利用されてきたのか伺いたします。

○議長（安原賢一）お願いします。永井さん

○観光商工課長（永井経行）すべての資料が手元にないものですから、はっきりしたものが分からないのですが、町営でやっていた時代には年間のお客さん数については1万人を超えて、1万2,000人弱というふうな状況でございました。平成26年、指定管理を行ってからは、お客さんの数は1万人を切るようになりまして、コロナが発生した令和2年には5,000人を欠いてしまうような状況が続いておりました。

以上でございます。

○議長（安原賢一）いいですか。ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第3号 中之条町国民宿舎条例を廃止する条例について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

◎議案第4号 財産の取得について

（提案説明、質疑、採決）

○議長（安原賢一）日程第14、議案第4号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第4号 財産の取得につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただきました、消防車両の購入につきまして、その内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

第2分団第6部（四万温泉地区）に配備予定であります消防車両の取得でございます。消防ポンプ自動車1台で、四輪駆動、乗車定員6名、オートマチック車でございます。取得金額は、3,469万4,000円、取得先は、株式会社モリタ東京支店であります。

納入時期は、令和6年3月を予定させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第4号 財産の取得について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

- ◎報告第1号 専決処分の報告について
- ◎報告第2号 専決処分の報告について
- ◎報告第3号 専決処分の報告について
- ◎報告第4号 専決処分の報告について
- ◎報告第5号 専決処分の報告について
- ◎報告第6号 専決処分の報告について

(提案説明、質疑)

○議長（安原賢一）日程第15、報告第1号から第6号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは日程に従い、報告につきまして説明をさせていただきます。

報告第1号から報告第6号につきましては、議会の議決により指定された事項につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず報告第1号 令和4年度一般会計補正予算（第11号）につきましては、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

歳入歳出それぞれ7,512万2,000円を減額し、予算の総額を112億1,784万6,000円といたすものでございます。

繰越明許費につきましては、事業の進捗状況によりまして、額の確定見込み等により4つの事業について変更をさせていただきました。

地方債につきましても、額の確定により補正をさせていただいたものでございます。

歳入では、3款から22款におきまして、額の確定に伴い補正額を計上させていただきました。

歳出につきましては、3款 民生費では、ゆうあい荘の利用者の減に伴うサービス収入と利用者の自己負担金の減額分について、ゆうあい荘事業特別会計への一般会計からの繰出金を計上させていただきました。

7款 商工費における四万清流の湯運営管理事業におきましては、電気料や燃料費等の高騰に伴う管理委託料の増額をお願いいたしました。

その他につきましては、事業費の確定や執行の整理、財源更生による補正をお願いしたものでございます。

次に、報告第2号 令和4年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましても、3月31日に専決処分をさせていただきました。

専決処分の内容につきましては、町社会福祉協議会に事業委託しております地域包括支援センター運営事業において、52万1,000円の不足が生じたため、任意事業の事業費を減額し、事業間の調整を行ったものでございます。

なお、今回の事業間の調整による予算の総額の変更はございません。

次に、報告第3号では、令和4年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

歳入歳出それぞれ、90万円を減額し、総額を6億311万8,000円といたすものでございます。

歳入では、新型コロナウイルス感染者の発生などによる利用者の減少に伴い、1款サービス収入、及び2款自己負担金収入を減額させていただき、不足する財源を補うため、一般会計からの繰入金を増額とさせていただきました。

歳出では、2款サービス事業費において、利用者の減少に伴う、給食分の業務委託料を減額とさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第4号 令和5年度一般会計補正予算(第1号)につきましては、4月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分の内容でございますが、歳入歳出それぞれ543万8,000円を追加し、予算の総額を104億1,543万8,000円といたすものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策「子育て世帯生活支援特別給付金」給付事業において、食費等の物価高騰の影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し「子育て世帯生活支援特別給付金」を給付するものでございます。

給付金の内容でございますけれども、住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童一人当たり、5万円を給付するものです。

歳入では、その全額を国庫補助金を見込ませていただいております。

続きまして、報告第5号 中之条町税条例及び中之条町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、3月31日に専決処分をさせていただきました。

令和5年度税制改正に係る、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、中之条町税条例及び中之条町都市計画税条例につきまして、地方税法及び地方税法附則の改正に伴う項ズレの変更が生じたための改正が、主な内容でございます。

続きまして、報告第6号 物損事故の和解につきまして、3月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

令和5年1月27日、午前11時55分頃、四万温泉地内の旧道において除雪作業を実施していた際、見通しの悪い右カーブで相手車両に気が付き、双方ブレーキをかけたが止まり切れず、除雪車のハイドバン左端を相手車両の正面中央部に衝突させ破損させてしまったもので、町側の過失50%で、相手方に16万4,000円の賠償金を支払い和解したものでございます。

以上申し上げまして、報告の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長(安原賢一) 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する者なし)

○議長（安原賢一）別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎散会

○議長（安原賢一）以上で本日予定しました日程は終了しました。

これをもって令和5年第2回定例会中之条町議会招集会議を散会します。

ご苦勞様でした。

(散会 午後1時21分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会臨時議長 大場 壯次

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 関 美香

中之条町議会議員 唐沢 清治

中之条町議会議員 山本 修